

国際ボランティア実務士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に国際ボランティア実務士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 国際ボランティア実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 国際ボランティア実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学(短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。)において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて30単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目 (国際ボランティア科目 5科目 10単位、英語科目 3科目 6単位)

<国際ボランティア科目>

国際ボランティア論	(講義)	2単位
国際援助技術論	(講義又は演習)	2単位
情報処理	(演習又は実習)	2単位
海外ボランティア演習(事前事後指導)	(演習)	2単位
海外ボランティア実習	(実習)	2単位

<英語科目>

英会話Ⅰ	(演習)	2単位
英会話Ⅱ	(演習)	2単位
実用英語	(演習)	2単位

選択科目 (国際援助科目より4科目 8単位以上、英語以外の外国語科目・日本事情及び国際関係論系科目より 6単位以上)

<国際援助科目>

国際ボランティア組織論	(講義)	2単位
国際ボランティアリーダーシップ論	(講義又は演習)	2単位
NGO・NPO論	(講義)	2単位
国際社会福祉論	(講義)	2単位
国際人権論	(講義)	2単位
国際開発論	(講義)	2単位
ボランティア活動と相手国法規	(講義)	2単位

<英語以外の外国語科目>

外国語Ⅰ	(演習)	2単位
外国語Ⅱ	(演習)	2単位

ⅡはⅠと同一の外国語とする。

<日本事情及び国際関係論系科目>

大学で設置する日本事情及び国際関係論系に関する科目

- 2 本協会が別に定めるボランティア実務士の資格を有する者は、情報処理、日本事情及び国際関係論系の科目及び単位についても履修を免除し、その分の資格取得必要単位を減免する。
- 3 英語科目については、TOEFLのコンピュータ方式(CBT)スコア173点以上、筆記方式(PBT)スコア500点以上、TOEIC640点以上、英語検定準1級以上のいずれかの語学能力を有する場合は、必修英語科目6単位を免除し、その分の資格取得必要単位を減免する。
- 4 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 5 選択科目中、国際援助科目については、5科目10単位以上を置くものとする。
- 6 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 7 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 8 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

第4条 専任教員は、次の各号によるものとする。

- (1) 専任教員は2名以上配置し、うち1名以上は必修科目を担当するものとする。
 - (2) 専任教員のうち1名以上は教授を配置するものとする。
 - (3) 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び業績調書(ボランティア活動の実績がある場合はそれを含む。)等を提出しなければならない。また、当該教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出するものとする。
- 3 本協会は国際ボランティア教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、国際ボランティア教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、国際ボランティア教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、本協会が必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 国際ボランティア実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 第3条第7項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり7,000円とする。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。